

比較説明・推奨販売方針

当社は、以下のとおり比較説明・推奨販売方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行います。

【当社の比較説明・推奨販売ルール】

1. 比較説明を行う場合

当社は、比較説明を行う場合、比較する商品について、その全体像や特性について正確にお客さまに示すなど、お客さまが保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を丁寧に説明します。

2. 推奨販売を行う場合

当社は、適正な保険募集を図る目的で、保険会社との取引状況や取引実績等、ならびに契約その他の手続きに精通している保険会社をあらかじめ推奨する保険会社として下表の通り定め、商品をおすすめいたします。

推奨保険会社

- ・損害保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
AIG 損害保険株式会社
- ・生命保険会社：三井住友海上あいおい生命株式会社
日本生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社

※医療保険、収入保障保険をご希望の方へは三井住友海上あいおい生命保険、はなさく生命保険の商品をご提案いたします。

※法人のお客様への事業保障または福利厚生のご提案は AIG 損害保険、日本生命保険、ジブラルタ生命保険、アクサ生命保険の商品をご提案いたします。

なお、お客さまの求めにより、他の取扱商品との比較説明や他の推奨基準・理由による販売を行う場合は、法令等に則り、適切に説明・販売します。

3. お客様の誤認防止

当社は、当社が「保険会社とお客さまとの間で中立である」とお客さまに誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

4. 権限の明示

(1) 損害保険について

当社の損害保険募集人は、お客さまと当社の損害保険契約締結の代理権を有しています。当社が取扱っている保険商品の中には、損害保険募集人が 告知受領権を有する商品もあります。

(2) 生命保険について

当社の生命保険募集人は、お客さまと保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありませんので、お客さまの保険契約申込に対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当社に告知受領権はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。従って生命保険募集人に口頭でお伝えいただいても告知したことにはなりませんので、告知は、書面へのご記入をもって行います。

以上